

第24期宝塚市農業委員会

令和2年第5回議事録

(2020年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和2年11月20日

(2020年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和2年第5回議事録

1. 日 時 令和2年(2020年)11月20日(金)14時00分~14時40分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 委員定数 13人

4. 出席委員 11人

1番 平塚 三郎	8番 中西 恵子
2番 今里 浅一	9番 平井 公雄
3番 阪上 勝弥	10番 林 五郎
5番 中西 瞳	12番 嶽 広行
6番 阪上 秀一	13番 篠木 秀夫
7番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員

4番 山添委員、11番 平井委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員 4人

阪上 榮造	福井 仁
辻井 利全	
東 勉	

8. 欠席農地利用最適化推進委員

和田委員

9. 事務局

事務局長 岡田 進、係長 木村 晴彦、事務職員 鈴木 恒、東久保 美圭

10. 議 題

議案第 9号	非農地証明願の件
議案第10号	農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
議案第11号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件
報告第14号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第15号	農地法第5条第1項第7号の規定に準じた届出の件
報告第16号	認定電気通信事業者から農地の一時使用終了の届出の件
報告第17号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和2年 第5回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和2年11月20日

開会 午後2時00分

○林会長 ただいまから第24期宝塚市農業委員会令和2年第5回総会を開催いたします。

本日の欠席者は、4番の山添委員、11番の上田委員、そして推進委員では和田推進委員さんが欠席でございます。よって、第5回総会は成立しております。

本日の議事署名人は9番平井委員、12番嶽委員のお二人にお願いいたします。

それでは、議案審議に入りたいと思います。

事務局長から諸般の御報告をお願いいたします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 御報告の中で、何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようございますので、それでは、議案審議に移ります。

議案第9号、非農地証明願の件を議題といたします。

事務局、御説明願います。

○事務局 議案第9号、非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので御審議願います。令和2年11月20日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

願出人が(住所)、(氏名)さん。土地の所在地番が御殿山(地番)と(地番)、地目が畑、地積が31㎡と8.25㎡。所有者は共有名義で(氏名)さんと(氏名)さんとなっております。農地でなくなった時期と現況につきまして、昭和60年以前に宅地と公道として利用されていたということです。証明を必要とする理由が地目変更登記のため。その他、昭和60年の都市計画図面を頂戴しております。

位置図につきましては3ページ、小さい部分なんですけれども、黒く囲いをしております2筆が該当地となっております。

続きまして2番まいります。願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の所在地番は平井(地番)、地目が畑、地積が221㎡、所有者が(氏名)さん。農地でなくなった時期と現況、昭和38年頃より宅地として利用されていたということです。証明を必要とする理由が地目変更登記のため。その他、平成3年の都市計画図を頂戴しております。

位置図につきましては、(個人情報)にある斜線部となっております。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員さんの御意見をいただきたいと思いません。

1の御殿山関係につきましては、篠木委員さん。

○篠木委員 特に問題はございません。

○林会長 2番の(地番)の関係、阪上勝弥委員さん。

○阪上委員 同じく問題はございません。

○林会長 その他、農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決したいと思います。

非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。出席者全員が賛成ですので、証明することといたします。

続いて、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。

宝塚市農業委員会

す。

事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

申請人の譲受人が〔住所〕、〔氏名〕。譲渡人、〔住所〕、〔氏名〕。申請地所在地番が大原野字福蔵〔地番〕、地目が田、地積909㎡。調査書等につきましては、後ほど御説明させていただきます。権利の種類としましては賃借権。その他、新規就農者確保事業パイプハウス設置とあります。

こちらのほうは、市の農政課の事業であります新規就農者確保事業の一環としまして、こちらの農地にパイプハウスを建てて新規就農者に利用してもらおうというものになります。就農者に関しましては、この決定があり次第、後日、広報やホームページで募集させていただいて、利用者が決定するというふうに向っております。また露地野菜等についても、あわせて近くの農地を借りて始めるということに向っております。

ほかに、農地法第3条第2項第1号の政令ただし書、農地法施行令第2条第1項ロ（不許可の例外・地方公共団体）とあります。こちら後ほど御説明させていただきます。

位置図につきましては、黒い囲いをしている部分となっております。

先ほど申し上げました不許可の例外というものの法律を抜粋させていただいております。

3条の許可では、本来調査書というものをつけさせていただいていたんですが、それが今回なかったものでお見せできないんですけれども、今まで譲渡人から譲受人に所有権の移転や賃借権の設定をするときは、調査書というものをつけていました。その理由と申しますが、法令上にこういった条件を満たしてないと許可はできませんよというものがございまして、そういった部分を調査書という形で書かせていただいております。

8ページの頭に「前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない」とあります。こちらの前項というのが3条第1項の農地の権利移動、所有権の移転でありますとか、賃借権の設定であることについての許可ということになります。それが次の文章「ただし」というところから、こんなとき、こんなとき、こんなときは許可ができませんよという形で連なっているんですけれども、御覧いただきたいのは3条第2項の一番最後から1段上の行、「並びに、第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときはこの限りでない」とあります。この第1号、第2号、第4号及び第5号と申しますが、今まで調査書で確認しておりました全部効率利用でありますとか、農地所有適格法人、あと農作業常時従事は何日間ありますとか、あと第5号のほうで下限面積等の確認をしておりました。

こちらの該当農地は西谷地域になりますので、下限面積が30a、3,000㎡となっているんですけれども、申請を見ていただくと909㎡しかないとなっております。本来であれば、その時点で許可は下ろせませんよというふうになるんですけれども、政令で定める相当の事由があるということで、申請が可能となっております。

その下に「農地法施行令第2条第1項ロ」とあります。こちらのほうが政令で定める相当の事由がどんなものかというのを抜粋して上げさせていただいております。片仮名のロが書かれている部分を御覧いただきますと、「地方公共団体がその権利を所得しようとする農地または採草放牧地を公用または公共用に供すると認められること」とあります。このロの部分、宝塚市が賃借権を設定するという点において当てはまるということで、今回申請

を上げさせていただいております。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員の御意見を伺いたいと思います。
中西委員。

○中西委員 特に問題はありません。

○林会長 その他、農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。
特にないようですので、採決したいと思います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。

続いて、議案第11号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。

事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第11号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。

申請者が(住所)、(氏名)さん。申請地所在地番が中筋(地番)、ほか2筆、地目が全てで3筆あるんですが、畑と田で分かれております。地積が3筆合わせて2,009㎡、耕作者、(氏名)さん。証明する従事者、(氏名)さん。申請理由が故障による。事実の発生日が令和2年9月18日。その他、登記事項証明書をいただいておりますのと、あと申請地が御覧になっている以下の3筆となっております。また、農会長・農業委員からの証明書をいただいているのと、あと医師から(個人情報)という診断でいただいております。また、令和2年10月15日に事務局が(氏名)さんと面談しております。理由書もいただいております。その他の生産緑地、今回は3筆なんですけれども、生産緑地を残り10筆お持ちです。申請者が主たる従事者に変更して引き続き営農するというふうに向っております。

位置図につきましては11ページと、次のページ12ページにあります3筆です。12ページのところに(地番)、(個人情報)していくと向っております。

○林会長 説明は終わりました。地区担当農業委員の御意見をいただきたいと思います。
今里委員。

○今里委員 特に問題ないと思います。

○林会長 ありがとうございます。

その他、農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、採決いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

続いて、報告事項に移ります。

報告第14号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 報告第14号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和2年11月20日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地、安倉南(地番)、(地番)。(地番)が田、(地番)が畑。(地番)が220㎡、(地番)が126㎡です。耕作者は(氏名)さん。転用目的は露天駐車場11台分。造成期間は令和2年11月20日から20日間、建設期間は令和2年12月10日から10日間。施設はございません。その他としまして、水利組合同意書が添付されております。

位置図15ページをお願いします。向かいで市民農園を開設されていますが、今回はその開設者の所有農地の届出でございます。

計画については16ページ、17ページになります。

○林会長 報告は終わりました。地区担当農業委員の御意見をいただきたいと思えます。

塚本委員。

○塚本委員 問題はありません。

○林会長 その他、農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、続いて報告事項第15号、農地法第5条第1項第7号の規定に準じた届出の件を報告いたします。

事務局、御説明お願いいたします。

○事務局 報告第15号、農地法第5条第1項第7号の規定に準じた届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定に準じた届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和2年11月20日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

通常、転用になると受理後、農地台帳から消去することになるんですが、一時的に使用する目的であり、使用後は農地に復旧することができるものについて、農地法5条の規定に準じた届出を提出してもらうことになりました。一時転用終了のときには終了届を提出していただき、農地復旧を確認することになります。平成21年の農地法の準用の通知によりますと、一時的な利用の期間は、当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間を言うということで、基本的には3年以内が一時的な利用とされています。今回の届出につきましても県と協議して、届出書を提出してもらうことになりました。

届出者、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん、ほか1名。届出地、玉瀬字川端(地番)、地目、田、780㎡のうち約200㎡。耕作者は現在ございません。転用目的は工事事務所・資材置場・駐車場。造成期間はございません。建設期間は令和2年12月1日から令和3年3月31日。権利の種類は使用貸借権。譲渡人につきましては、(住所)、(氏名)さん、持分が2分の1、もう一方は(住所)、(氏名)さん、持分が2分の1(個人情報)工事に伴う工事事務所、資材置場、駐車場の設置を目的としております。

位置図につきましては、20ページの囲っている部分が川端(地番)になりまして、ほ場整備になりますので、区画が今は地図とは一致していません。そのうち200㎡をお借りして、(個人情報)の改修工事の作業所ということになっております。

○林会長 報告は終わりました。地区担当委員としては、私でございます。

これにつきましては、今事務局から御説明ありましたように、(個人情報)とその隣の(個人情報)、もうこれも50年、60年ぐらいたった橋でございます。幅員の狭い橋。それを

かけかえするという業者が工事資材の置場等々でお借りしたいというようなことで一時転用をさせていただいたわけでございます。特にこれも問題ございません。

何かこれについて質疑等ございますか。

ないようでございますので、続いて報告第16号、認定電気通信事業者から農地の一時使用終了届の件を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 報告第16号、認定電気通信事業者による農地の一時使用終了届の件。別紙のとおり、認定電気通信事業者から農地の一時使用終了の届出がありましたので報告します。令和2年11月20日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

こちらにつきましては、農地の転用に関して許可不要、届出不要とされているものの中に、認定電気通信事業者が有線電気通信用の施設等の敷地に供するために転用する場合とされています。平成31年12月19日に鉄塔部分とその仮資材置場が提出されました。このため事業計画書が提出され、その後一時的に使用されたものについて農地に復旧されたため、農地に復旧した後の提出を受けたものであります。

届出者、(住所)、(氏名)。届出地、安倉中(地番)、(地番)、それぞれ田、地積は700㎡と16㎡です。耕作者は、現在はもう所有者に戻っております。以前はおられませんでした。転用目的は作業用バックヤード。造成期間はございません。権利の種類は賃借権。地権者の同意もございました。(地番)と(地番)は、平成31年2月19日付、作業用ヤードとして一時転用、賃借権契約の提出を受理しました。令和2年9月23日をもって農地に復旧したため終了届出の提出を受けました。

位置図につきましては、23ページになります。

○林会長 報告は終わりました。地区担当委員さんの意見を聞きたいと思います。

塚本委員。

○塚本委員 ここは御本人さんと話をさせていただきまして、水を入れて代掻きみたいなことをして、一応農地として使えるということを確認しましたということをお願いしております。特に問題はないと思います。

○林会長 その他、農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。

特にないようでございますので、最後に報告第17号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。

○事務局 報告第17号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。令和2年11月20日 宝塚市農業委員会会長 林五郎。

相続税納税猶予引き続き農業経営を行っている旨の証明、事項が1から10まであります。1番から順番に御説明させていただきます。

1番、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間が平成29年10月13日から令和2年10月14日。耕作面積は733㎡。納税猶予農地の筆数ですが、自作地、安倉中(地番)ほか3筆、合計4筆。面積が自作地733㎡、合計733㎡。証明年月日が令和2年10月14日。願出地の詳細につきましては、割愛させていただきます。

続きまして2番、申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が平成29年10月26日から令和2年10月2日。耕作面積273㎡。中筋(地番)の1筆。面積が273㎡。

証明年月日は令和2年10月2日。

3番、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間が平成29年10月18日から令和2年10月13日。耕作面積は1,633㎡。下佐曾利字ワサ田(地番)、ほか4筆、合わせて5筆。面積が1,633㎡。証明年月日は令和2年10月13日。

続きまして4番、(住所)、(氏名)さん。経営期間が平成29年10月12日から令和2年10月13日。耕作面積が1,507㎡。中筋(地番)の1筆です。面積が1,507㎡。証明年月日は令和2年10月13日。

5番、(住所)、(氏名)さん。平成29年11月22日から令和2年10月13日までの経営期間です。耕作面積5,214㎡。山本中(地番)、ほか13筆、合わせて14筆、面積が5,214㎡。証明年月日は令和2年10月13日。

6番、(住所)、(氏名)さん。経営期間が平成29年10月25日から令和2年10月13日。耕作面積は943㎡。山本東(地番)、ほか1筆、合わせて2筆、面積は943㎡。証明年月日は令和2年10月13日。

7番、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間は平成29年10月21日から令和2年10月13日。耕作面積は3,574㎡。山本東(地番)、ほか8筆、合わせて9筆、面積は合計3,574㎡。証明年月日は令和2年10月13日。

8番、申請人、(住所)、(氏名)さん。経営期間は平成29年10月11日から令和2年10月13日。耕作面積は1,395.97㎡。口谷西(地番)、ほか1筆合わせて2筆、面積の合計が1,395.97㎡。証明年月日は令和2年10月13日。

9番、申請人が(住所)、(氏名)さん。経営期間は平成29年10月7日から令和2年10月19日。耕作面積は788㎡。口谷東(地番)、ほか1筆合わせて2筆、面積は788㎡。証明年月日は令和2年10月19日。

最後に10番、申請人が(住所)、(氏名)さん。経営期間が平成29年10月24日から令和2年10月5日。耕作面積は632㎡。山本野里(地番)の1筆。面積は632㎡。証明年月日は令和2年10月5日。

10筆読み上げましたけれども、1番の位置図は29ページ、2番の位置図が30ページ、3番の位置図が31、32、33ページ、4番の筆が34ページ、5番が35、36、37、38ページ、6番が39ページ、7番が40、41、42ページ、8番が43、44ページ、9番が45ページ、10番が46ページに記載されております。

○林会長 報告は終わりました。農業委員、推進委員で何かこの関係につきまして御意見、御質問等ございますか。

特にないようでございます。以上で本日の議案3件、報告4件については、審議を終了いたしました。

以上で、先ほど言いましたように議案3件、報告4件が終了いたしました。

10番(会長) 林 五郎

9番 平井公雄

12番 嶽 広行